

令和 4 年度 労働保険年度更新業務について

富山労働局労働保険徴収室

令和4年度 年度更新申告のポイント

今年度、特に留意すべき点

◆ 雇用保険率の2段階引き上げ（令和4年4月・10月）

⇒ 概算保険料を年度の上期（4～9月）と下期（10月～3月）に分けて一旦計算し、申告書に合算額を記載
概算の雇用保険料について、2段階で引き上げられた保険料率で算定する。**2段階の料率で算定する**

（賃金集計表内の破線以下の欄で、概算保険料（雇用保険分）算定内訳を計算する）

☞ 詳しくは、3ページを参照 他、申告書の書き方（継続事業：緑【賃金集計表の書き方P16、17】）

事業主に次の事項をまれなく説明をお願いします。（※【令和4年度雇用保険料率のご案内】リーフレットを活用。）

ア 雇用保険料が2段階で引き上げとなったこと（4月、10月）

イ 概算保険料を所定の方法により算定する必要があること

ウ 被保険者の本人負担分の給与からの控除は、引き上げ後の雇用保険料率で行う必要があること

（注） 概算保険料額について引き上げ後の雇用保険料率で計算されない場合、来年度に確定不足額が生じるため保険料負担が大きくなる可能性があります。

◆ 雇用保険率の２段階引き上げ（賃金集計表の記入の留意点）

今年度の賃金集計表には、概算保険料（雇用保険分）欄が設けられている。記載に当たっての留意点は、次の１、２のとおり。

⇒ 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表の概算保険料（雇用保険分）算定内訳欄（集計表下部（破線の下））

１ 集計表破線以下の「②保険料算定基礎額」（適用期間：上期 4／1～9／30、下期 10／1～3／31）

次の２つのいずれかにより算定する。

（１）令和４年度の賃金総額の見込額が、令和３年度の賃金総額と比較して、２分の１以上２倍以下の額となる場合

※多くはこれに該当

⇒ 令和３年度の賃金総額の２分の１の額をそれぞれ記入する（上期は②の（イ）、下期は②の（ロ）に記入）

※ ２分の１にした結果、千円未満の端数が出る場合は、上期には切り上げた額を、下期には切り捨てた額を、それぞれ記入する

（２）令和４年度の上期・下期の各期間に使用する予定の労働者に係る賃金総額の見込額による場合

※季節により賃金総額が変動する場合、年度途中で事業廃止予定がある場合などが該当

⇒ 上期・下期でそれぞれ集計した賃金総額を記入する（上期は②の（イ）、下期は②の（ロ）に記入）

※ それぞれの期の賃金総額に千円未満の端数が出る場合は、その端数はそれぞれ切り捨てる

２ 集計表の「④概算保険料額」

上期と下期の賃金総額（算定基礎額）の（イ）と（ロ）にそれぞれの雇用保険料率を乗じて算出した額を合算する（（ホ）と（ヘ）を合算）

※（ホ）と（ヘ）に１円未満の端数が生じた場合は、

端数は切り捨てずにそのまま合算し、合算の結果、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる

□ 一括有期メリット事業場の申告書のメリット増減率の印書誤りによる再発行

- 令和4年度申告書には、⑨（□）及び⑬（□）の労災保険料率欄にメリット増減率が印字される予定だった。

増減率の「+」「-」が印書漏れとなり、本省から対象事業主あて5/27通知文書を発送。

- ⇒ **富山局では、事業主の混乱を防ぐため申告書を再度印書し、5/27発送（※）**

（再印書により「+」「-」を正しく印字。対象事業主へ「再度発行した申告書」を使用するよう周知済）

（※）発送に使用した封筒は次のとおり * **封筒表面には表示シールを貼付** ⇒⇒⇒

- 個別事業場・・・所掌1用封筒（緑色窓あき封筒）で送付
- 委託事業場・・・事務組合ごとにまとめ、局封筒（茶封筒）で送付

再発行

一括有期事業 年度更新申告書

※こちらで申告してください

1 労働保険の年度更新とは

- ・ 前年度の概算保険料を精算するための確定保険料の申告・納付、新年度の概算保険料の申告・納付するための手続き。
- ・ 年度更新の申告手続きは、毎年6月1日から7月10日まで。

令和4年度は、6月1日(水)から7月11日(月)まで

- ・ 4月1日から翌年3月31日まで が「保険年度」

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（保険年度という）を単位とし、その間のすべての労働者（雇用保険では被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定する。

注意してください！

申告書 概算保険料算定内訳の ⑬保険料率欄は、労災保険料率（ロ）のみ印字されている。

「労働保険率（イ）」及び「雇用保険分（ホ）に雇用保険料率」の印字がありません。

（年度途中で雇用保険率に変更されるため）

2 申告の種類

個別事業であれば、以下の3種類。

- ・ 継続事業
- ・ 一括有期事業
- ・ 雇用保険分

所掌「1」は 継続事業。

林業は、基幹番号が「5」で始まる50万台。

建設の事業は、基幹番号が「6」で始まる60万台。

所掌「3」は 雇用保険分。

- ・ 建設の事業は、一括有期事業総括表、一括有期事業報告書を提出する。
立木の伐採の事業は、一括有期事業報告書のみ（総括表はない）。

3 継続事業の年度更新

【賃金集計表】 申告書の書き方（継続事業：緑【労働保険対象者の範囲P12、13】【賃金の範囲P14参照】）

※保険料算定期間中（令和3年4月1日～令和4年3月31日）に支払いが確定した賃金は、算定期間中に実際に支払われていなくとも算入してください。

- ・ 賃金は手当等を含めた支払総額。（税金その他社会保険料等の控除前。）
- ・ 労災保険は、短時間労働者（アルバイト等）も対象。
- ・ 「労働者の範囲」
 役員で労働者扱いの者は、労働者として申告。
 申告対象は役員報酬を除いた賃金部分。
- ・ 人数は、年間（12か月間）労働者÷12（端数切捨）。

【申告書の記入】（申告書の書き方（継続事業：緑【P18、19参照】））

- ・賃金集計表から転記 **④欄、⑤欄の記入漏れに注意**

④欄 常時使用労働者数

⑤欄 雇用保険被保険者数

⑧欄 保険料・一般拠出金算定基礎額

- ・保険料の円未満の端数は、切捨

- ・保険関係が「111」の場合、⑭(イ)概算保険料額が40万円以上であれば3回に延納可能。納付回数は1回か3回のみ。

※⑰延納の申請欄に3回に延納する場合は「3」、それ以外は「1」と記入する。

↑ 記入がない場合は1回納付とみなされるので注意。

※確定不足額を足して40万円以上になっても延納はできない。

【領収済通知書（納付書）】

- ・ 申告書からの転記誤りがないよう、金額確認には細心の注意を払うこと。
- ・ 各数字の前には、¥マーク（横棒一本）を記入。
- ・ 内訳、納付額の金額の訂正はできません。
書き損じの際は、新たに納付書を発行してもらってください。
- ・ 機械処理に支障をきたしますので、納付書に印書されている所在地・
名称等は訂正しないでください。
名称所在地等変更届の提出をお願いします。

4 一括有期事業の年度更新

【「一括有期事業」とは】

同一事業主が年間を通じて一定規模以下の建設事業や立木の伐採事業を行う場合、それぞれの事業をまとめて一つの保険関係で処理するもの。

令和4年度の申告対象（申告書の書き方（一括有期事業：だいたい色【P12参照】）

【必要書類】

- ・一括有期事業報告書
- ・一括有期事業総括表
- ・労働保険料申告書

【注意事項】（申告書の書き方（一括有期事業：だいたい色【P30参照】）

平成30年4月以降の業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」にかかる労務費率、労災保険料率に誤りがあり令和3年2月に修正された。

【一括有期事業報告書】

- ・ R3.4.1～R4.3.31までに終了した工事のみ記載。
- ・ 年度を跨いだ工事に注意。
- ・ 原則、事業の種類ごと、開始年度ごとに作成。

【一括有期事業総括表】

- ・ 総括表の内容が事業の種類ごと、開始年度ごとに報告書から転記されていること。
- ・ メリット対象事業場の場合、メリット早見表参照。
(申告書の書き方（一括有期事業：だいたい色【P12参照】）

労災保険料率 ・ ・ ・ 申告書に印字の増減率を該当の業種、工事開始時期にあてはめる。

【申告書】（申告書の書き方（一括有期事業：だいたい色【P18～21参照】）

- ・ 常用使用労働者数（令和3年度中の1日平均の現場作業員数）
- ・ 一括有期総括表から転記
賃金総額（算定基礎額）
確定保険料額
一般拠出金算定基礎額及び一般拠出金額
- ・ 延納は3回、基準は概算保険料額が20万円以上。
※ 不足額を足して20万円以上になっても延納はできない。

【領収済通知書（納付書）】

- ・ 継続事業に同じ。

5 雇用保険の年度更新

【賃金集計表】

- ・ 継続事業に同じ

【申告書】

- ・ ⑤雇用保険被保険者数を記入。
（「④常時使用労働者数欄」は記入不可）
- ・ 一般拠出金は申告対象外
- ・ 延納は3回のみで、基準は概算保険料額が20万円以上。
- ・ ※ 不足額を足して20万円以上になっても延納はできない。

6 メリット適用事業場

- ・ 労災保険料率が基準料率と異なる。 (-40% ～ +40%)
 - ・ 申告書の確定及び概算労災保険料率の欄に「メリット増減率」印字
- <要件>
- ・ **連続する3保険年度中の各年度**において
 - ① 常時使用労働者数が100人以上
 - ② 常時使用労働者数20人以上100人未満であって、
 $\text{労働者数} \times (\text{基準料率} - 0.6 (\text{非業務災害率})) \geq 0.4$
 - ③ 一括有期事業の場合、確定保険料額40万円以上
 - ・ 対象労働保険番号事業場へは「労災保険率決定通知書」が申告書に同封される。

7 事業廃止

- ・ 申告書③欄に廃止年月日及び②4欄に事業廃止等理由に○を記入。

注1：役員や家族のみで事業継続するが、労働者が0人となる場合は、
コード「4」（その他）。

注2：事務委託による廃止（コード「2」）の場合は、委託先労働保険番
号を余白に記載。

8 口座振替

- ・対象事業場の申告書上部、及び領収済通知書（納付書）には、

口座振替

表示あり。
- ・全期・第1期口座振替日は 9月6日。
- ・口座振替事業場が事業廃止のときは、納付書により金融機関で納付が必要。（口座振替されないため）
（全期・第1期口座振替日到来前に事業廃止となる場合も同様。）
- ・口座振替の新規申込は、申込用紙を金融機関に提出。
（申込期限があるので注意）

9 申告書電子申請について

厚生労働省では令和4年度においても、毎年5月及び年度更新期間において「労働保険関係
手続における電子申請の利用促進期間」として、電子申請の周知、利用促進を図っております。

労働保険の電子申請は

- ・「e-Gov（イーガブ）」
- ・令和3年度から「g BizID（GビズID）」という経済産業省が提供する法人共通認証基盤が稼働。

【令和4年度の改修内容】

- ・年度更新申告書の印書について、令和4年度概算保険料に係る「労働保険率」及び「雇用保険率」が空欄とされている。（紙様式に同じ）
- ・「概算労働保険料の算定基礎額」、「概算労働保険料率」及び「概算雇用保険料率」が入力不可。
- ・入力チェック処理、自動計算処理が行われない。

【電子申請様式に係る改修内容の周知について】

厚生労働省ホームページに変更内容についての説明資料の掲載
e-Gov電子申請ウェブサイトに変更内容の周知文書掲載

【特定法人電子申請義務化】

令和2年4月1日から、特定法人が労働保険の年度更新の申告等を行う場合は、電子申請で行っていただくこととなった。

（申告書の書き方（継続事業：緑色【P48参照】）

＜特定の法人とは＞

- ・ 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が **1億円**を超える法人
- ・ 相互会社
- ・ 投資法人
- ・ 特定目的会社

対象申告書には、申告書上部に

電子申請対象

表示あり。

10 共通事項

- ① 確定保険料額が申告済概算保険料を上回る（不足額が生じる）場合
- ・ 確定不足額、概算保険料、一般拠出金 を申告、納付。
- ② 確定保険料額が申告済概算保険料を下回る（充当額又は還付額が生じる）場合
- ・ 申告書の30欄：充当意思欄に記入が必要。
 - 「1」 労働保険料のみに充当。
 - 「2」 一般拠出金のみに充当。
 - 「3」 労働保険料及び一般拠出金の両方に充当。

- 3回延納の端数は、第1期分に足すこと。
- 差引額＝「申告済概算保険料額(⑱欄印字済)」－「⑩欄(イ) 確定保険料額」
差引額がある場合、申告書の⑳(イ)、(ロ)、(ハ)のいずれかに記載となる。
- 同じ会社の他の労働保険番号への充当希望の場合は、還付請求書により意思表示が必要。
- 事業主住所氏名記載漏れのないように。（押印は不要。）
- 申告書作成チェックポイントで最終確認を。
 - （申告書の書き方（継続事業：緑色【P47参照】）
 - （申告書の書き方（一括有期事業：だいだい色【P47参照】）
 - （申告書の書き方（雇用保険：みず色【P30参照】）

1 1 こんな時は…

【労災や雇用保険対象者が0人(労働者がいない)だが、保険関係を継続したい場合】

- ・ いくらかの概算保険料の申告が必要。
- ・ 毎年度、年度更新の手続きを継続することが必要。

【納付書のㄥマークをㄥ（横棒2本）にしてしまったが？】

- ・ 銀行で受付できるが、不安であれば納付書再発行を依頼すること。

【例：令和4年4月末で事業廃止となったが？】

- ・ 年度更新申告書とは別に、令和4年分の確定申告書も提出してもらおうこと。（年度更新申告は、令和4年4月分を概算保険料額として申告する。）

事業主の皆様へ

**平成 30 年 4 月から令和 3 年 1 月までの間に開始した
業種番号 31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の元請工事**
に係る保険料額については変更が生じる可能性があります

**お手数ですが、該当の元請工事を施工されている場合は
管轄の都道府県労働局までご連絡ください**

平成 30 年 4 月以降の業種番号 31「水力発電施設、ずい道等新設事業」に係る労務費率及び労災保険率に誤りがあり、令和 3 年 2 月に修正をいたしました。これにより、平成 30 年 4 月以降の労務費率及び労災保険率は以下の表のとおりとなります。

工事開始時期	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 1 月 31 日		令和 3 年 2 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	令和 3 年 4 月 1 日～
	I	II		
労務費率	18%	19%	18%	19%
労災保険率	1000 分の 64	1000 分の 62	1000 分の 64	1000 分の 62

平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に開始した工事については、原則として、労務費率を用いて保険料を算定している場合は I、労務費率を用いず賃金で保険料を算定している場合は II（労災保険率のみ適用）により保険料等を算定します。ただし、労務費率を用いて保険料を算定している一括有期事業でメリット制が適用される場合は、I・II それぞれによる保険料額に基づき算定されるメリット増減率も考慮されます。

このため、既に申告いただいている平成 30 年度分以降の確定保険料の算定対象に、平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に開始した業種番号 31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の工事がある場合は、保険料額等が変更になる可能性があります。

<注意事項>

- ◆ 一括有期事業については、業種番号 31「水力発電施設、ずい道等新設事業」を元請として行っている場合、かつ、労務費率を用いて保険料を算定している場合のみが該当します。それ以外の場合は保険料額等に変更はありません。
- ◆ すでに厚生労働省から連絡済みの事業につきましてはご連絡いただく必要はありません。

～ 業種番号 31「水力発電施設、ずい道等新設事業」を実施した場合 ～

一括有期事業総括表の記載方法について

令和3年度年度更新用の一括有期事業総括表においては、業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の事業開始時期「平成30年4月1日以降のもの」に係る「労務費率」及び「基準料率」の欄が空欄となっております。

こちらについては、

- ◆賃金で算定した工事については、「労務費率」欄は空欄、「基準料率」欄は「62」
- ◆労務費率で算定した工事については、「労務費率」欄は「18」、「基準料率」欄は「64」

として、それぞれを別々にご記入ください。

労働保険等 年度一括有期事業総括表（建設の事業）										事業主控	
労働保険番号		府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号			枝 番 号		一括有期事業報告書 枚添付	
業種番号	事業の種類	事業開始時期	請 負 金 額		労務費率	賃 金 総 額		保険料率		保 険 料 額	
								基準料率	別料率		
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの			18			1000分の89			
		平成30年3月31日以前のもの			19			79			
		平成30年4月1日以降のもの									
		平成27年3月31日以前のもの						16			
拡大											
事業開始時期		請 負 金 額		労務費率	賃 金 総 額		保険料率		保 険 料 額		
							基準料率		別料率		
平成30年4月1日以降のもの		(6,000,000) 22,000,000		18	(720) 3,960		62 64				

賃金で算定した分はカッコ書きで上段に、労務費率で算定した分は下段に記入してください。

メリット制が適用されている場合は、令和2年度の労災保険率決定通知書及び令和3年度労働保険年度更新申告書の書き方P44の「一括有期事業メリット制適用事業場に対する労災保険率表」を参照し、該当のメリット料率をそれぞれ記入のうえ保険料額を計算してください（※下記参照）

※ 平成30年度以降の確定保険料額が変更になる場合、メリットの再計算により、労災保険率決定通知書でお知らせしているメリット増減率に変更が生じる場合があります。該当の事業がある場合は、確認が必要になりますので、なるべくお早めに管轄の都道府県労働局へご連絡をお願いいたします。

<本件に関するご連絡先>

都道府県労働局労働保険適用徴収主務課室（適用・事務組合担当）
までお願いします。

令和4年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
- ・ 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
- ・ 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
- ・ 年度の途中から保険料率が変わりますので、ご注意ください。

＜令和4年度の雇用保険料率＞

(赤字は変更部分)

○令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日

事業の種類 負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			①＋② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

事業の種類 負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			① + ② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5 / 1,000	8.5 / 1,000	5 / 1,000	3.5 / 1,000	13.5 / 1,000
農林水産・ ※ 清酒製造の事業	6 / 1,000	9.5 / 1,000	6 / 1,000	3.5 / 1,000	15.5 / 1,000
建設の事業	6 / 1,000	10.5 / 1,000	6 / 1,000	4.5 / 1,000	16.5 / 1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL040330保01

総務の仕事に、 鉄腕あらわる。

毎年、イチから申請するなら、
そろそろ「紙」より
「電子」でしょ？

ゆくぞ! スピード申請&コスト削減

大量の申請書類への記入も簡単スピーディー
24時間365日、いつでもどこでも手続き可能
待ち時間・移動費なども大幅にカットできます



総務の業務改善に、10万馬力の右腕を。

労働保険は電子申請

令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました。労働保険料の納付は、口座振替納付・電子納付が便利です。

無料で取得可能なGビズIDで電子申請が可能に！ ※詳しくは裏面で

🔍 労働保険 電子申請



無料で取得可能なID・パスワード(GBizID)で 電子証明書がなくても電子申請が可能に!



GBizIDでさらに便利に。
1つのID・パスワードでさまざまな行政サービスにログインできる!

労働保険関係手続(一部手続は除く)について、GBizIDを利用して手続きすることができます。またGBizIDは、各種補助金や社会保険、雇用保険など、会社で必要になるさまざまな申請に対応。会社や本人を証明する書類が省略でき、スムーズに申請できます。労働保険関係手続では、「gBizIDプライム」と「gBizIDエントリー」のアカウントが使用可能です。

GBizIDに対応している
手続についてはこちら>>



gBizIDプライム

登録申請書に加え、印鑑(登録)証明書や登録印が必要。アカウントの作成までに、原則として2週間かかります。当然申請もアカウントを作成してからになりますので、余裕をもって作成しましょう。

gBizIDメンバー

組織に所属する従業員用のアカウント。gBizIDプライムを取得した法人代表者・個人事業主本人が自身のマイページで作成できます。gBizIDメンバーは、通常、組織に所属する総務部長や支店長等※1に対して作成するアカウントです。ただし、gBizIDメンバーアカウントで労働保険関係手続の電子申請を行う場合は、事前に労働局への届け出が必要なので、ご注意ください。※2

※1 法人の場合は、同じ法人番号の組織に属する方のみ、作成可能。

※2 代理人により電子申請を行う場合は代理人選任届の電子申請による提出が必要。

「gBizIDプライム」を作成して、労働保険の電子申請をはじめよう。

アカウント作成の手順

① 事前準備

- スマートフォン・携帯電話 ワンタイムパスワードをSMSで受信します。
- 印鑑(登録)証明書と登録印 法人 — 印鑑証明書、登録印
個人事業主 — 印鑑登録証明書、登録印

② 申請書作成

「GBizID」のTOPページから、「gBizIDプライム作成」をクリック! 遷移した画面上で、必要事項の入力等を行い、申請書を作成します。

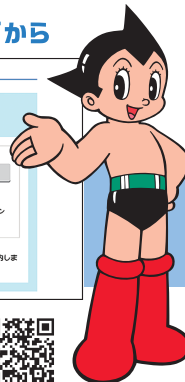
③ 郵送

②で作成した申請書に押印し、①で用意した印鑑証明書を添えて「GBizID運用センター」に郵送してください。

申請書作成は「GBizID」TOPページから



GBizIDのTOPページはこちら>>
<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

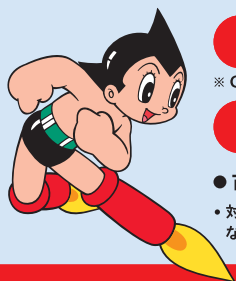


「労働保険の電子申請特設サイト」から、
e-Govにアクセスしよう。

電子申請特設サイトはこちら>>



申請の事前準備をはじめよう。



チェック1 電子証明書を用意します。

※ GBizIDアカウントを使用する場合、電子証明書は不要です(一部手続を除く)。

チェック3 ブラウザの設定を確認します。

チェック2 アカウントの準備を行います。

チェック4 アプリケーションをインストールします。

●市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、さらに便利です。

●対応している労務管理ソフトを利用すれば、当該ソフトに入力されたデータをそのまま利用し、e-Govの画面を操作せずにソフト上で申請が提出できるので、より効率的な申請を行えるようになります。

――労災保険率表（令和4年4月1日現在）――

令和4年度版

労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表（例示）

事業の種類の分類	番 号	事 業 の 種 類	令和3・4年度共通
林 業	02又は03	林業	60/1,000
漁 業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38/1,000
鉱 業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石灰炭鉱業	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000
	25	採石業	49/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000
建 設 事 業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	62/1,000
	32	道路新設事業	11/1,000
	33	舗装工事業	9/1,000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5/1,000
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5/1,000
	37	その他の建設事業	15/1,000
製 造 業	41	食料品製造業	6/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	14/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	6.5/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	18/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26/1,000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5.5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	10/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	6.5/1,000
	55	めっき業	7/1,000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	2.5/1,000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4/1,000
	59	船舶製造又は修理業	23/1,000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5/1,000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000
	61	その他の製造業	6.5/1,000
運 輸 業	71	交通運輸事業	4/1,000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9/1,000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9/1,000
	74	港湾荷役業	13/1,000
電 気、ガス、水道、又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000
そ の 他 の 事 業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000
	91	清掃、火葬又は畜の事業	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	5.5/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000
	94	その他の各種事業	3/1,000

	90	船舶所有者の事業	47/1,000
--	----	----------	----------

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入しないもの
○基本給・固定給等基本賃金 ○超過勤務手当・深夜手当・休日手当等 ○扶養手当・子供手当・家族手当等 ○宿、日直手当 ○役職手当・管理職手当等 ○地域手当 ○住宅手当 ○教育手当 ○単身赴任手当 ○技能手当 ○特殊作業手当 ○奨励手当 ○物価手当 ○調整手当 ○賞 与 ○通勤手当 ○定期券・回数券等 ○休業手当（労働基準法第26条の規定に基づくもの） ○雇用保険料その他社会保険料（労働者の負担分を事業主が負担する場合） ○住居の利益（社宅等の貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合） ○いわゆる前払い退職金（労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乘せするなど前払いされるもの）	○休業補償費（業務災害、通勤災害に係るもの） ○結婚祝金 ○死亡弔慰金 ○災害見舞金 ○増資記念品代 ○私傷病見舞金 ○解雇予告手当（労働基準法第20条の規定に基づくもの） ○年功慰労金 ○出張旅費・宿泊費・赴任手当等（実費弁償的なもの） ○制 服 ○会社が全額負担する生命保険の掛金 ○財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等（労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等） ○創立記念日等の祝金（恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合を除く） ○チップ（奉仕料の配分として事業主から受けるものを除く） ○住居の利益（一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合） ○退職金（退職を事由として支払われるものであって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの）

――雇用保険率表（令和4年4月1日現在）――

事業の種類	令和3年度（確定保険料の計算に使用）			令和4年度（概算保険料の計算に使用）※1					
				適用期間（令和4年4月1日～同年9月30日）			適用期間（令和4年10月1日～令和5年3月31日）		
	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①＋② 保険率	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①＋② 保険率	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①＋② 保険率
一般の事業	3/1,000	6/1,000	9/1,000	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産※2 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	11/1,000	4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	12/1,000	4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

※1 令和4年度の雇用保険率については、関係法律の改正法案が国会で成立すれば、上記のとおり改正される予定です。

※2 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。

令和4年度の労働保険料等の申告・納付は7月11日までに

○年度更新とは

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）の保険料は年度ごとに、あらかじめ概算で申告・納付し、翌年度に確定精算することになっているため、事業主の皆様には、当年度の概算保険料と前年度の確定保険料等を併せて申告・納付していただくことになります。この手続きを「年度更新」といいます。

○令和4年度の年度更新期間

6月1日（水）～7月11日（月）までとなります。

※期限までに保険料の申告・納付を行わないと追徴金や延滞金を徴収されることがあります。

○労働保険料の算出方法

労働保険料の額は、原則として以下により算出されます。

$\boxed{\text{全ての労働者に支払った賃金の額(賃金総額)} \times \text{保険料率}}$

※雇用保険については、被保険者でない者の賃金は除かれます。

保険料の申告・納付に当たっては、次の事項に留意してください。

保険料等算定に当たっての留意事項

＝ 労働者 ＝

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。

○雇用保険の対象とならない労働者について

労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等雇用形態にかかわらず、原則として雇用保険の対象（被保険者）となります。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、雇用保険の被保険者に該当しないので、雇用保険に係る保険料の算定基礎額から除外されます。

- ・1週間の所定労働時間が20時間未満、又は31日以上雇用見込みがない者（65歳以上の複数就業者であって雇用保険法第37条の5により被保険者となった場合を除く）
- ・昼間学生
- ・4ヶ月以内の期間を予定して行われる季節的事业に雇用される者
- ・日雇労働被保険者とならない日雇労働者
- ・国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等により支給を受ける諸給与の内容が雇用保険の失業給付の内容を

超える者

○法人の取締役などの地位にある者の取扱い

原則として労働者には該当しませんが、以下の者は一般的に労働者となります。

- ・労災保険については、業務執行権のない者で、業務執行権のある取締役などの指揮監督を受けて労働に従事し、賃金を得ている者
- ・雇用保険については、取締役であっても同時に部長、支店長など従業員としての身分を有している者で、報酬などの面からみて労働者の性格の強い者

＝ 賃金総額 ＝

労働保険料等の算定基礎となる賃金については、表面「労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表（例示）」を参照してください。

なお、建設の事業、立木の伐採の事業など一部の事業については、労災保険に限り賃金総額の特例が認められています。

＝ 保険料率（令和4年4月1日現在） ＝

保険料率はそれぞれ事業の種類ごとに、労災保険率は54、雇用保険率は3つの区分に分類されて定められています。それぞれの事業の保険料率については、表面「労災保険率表」及び「雇用保険率表」を参照してください。

保険料の申告・納付に当たっては、事業内容などから現在適用されている保険料率が適正であるか否かを確認してください。

また労災保険率のみ、一定規模以上の事業については、労災保険の業務災害に係る保険給付額等に応じて労災保険率を割増・割引する制度（いわゆる「メリット制」）があります。

＝ 雇用保険の被保険者負担額 ＝

雇用保険の被保険者が負担する雇用保険料額は、以下のとおりです。

$\boxed{\text{(被保険者の賃金総額)} \times \text{(被保険者負担率)}} \times$

※具体的な率は表面「雇用保険率表」でご確認ください。

被保険者負担分の雇用保険料額に1円未満の端数が生じたとき、その端数の取扱いは以下のとおりとなります。ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

- ・被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合
50銭以下は切り捨て、50銭1厘以上は切り上げとなります。
- ・被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合
50銭未満は切り捨て、50銭以上は切り上げとなります。

＝ 一般拠出金 ＝

一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律により、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主の皆様にご負担いただくものです。

- ・一般拠出金の納付は、労働保険の確定保険料の申告に併せて、申告・納付します。
- ・一般拠出金率は、業種を問わず一律 1,000分の0.02 です。
- ・一般拠出金率にはメリット料率の適用（割増・割引）はありません。
- ・一般拠出金には、概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。また、延納（分割納付）はできません。

＝ 保険料の納付（分割納付） ＝

保険料の納期限は、原則として7月11日ですが、概算保険料額が40万円（労災保険又は雇用保険のいずれかのための保険関係が成立している事業については20万円）以上で、延納（分割納付）を申請した場合には、3期に分けて納付することができます。

なお、3期に分けて納付する場合の納期限は以下のとおりです。

	納期限	労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託している場合
1期	令和4年 7月11日	令和4年 7月11日
2期	令和4年10月31日	令和4年11月14日
3期	令和5年 1月31日	令和5年 2月14日

＝ 口座振替納付 ＝

口座振替の手続をしている継続事業（一括有期事業を含む。）については、次の振替日に口座振替を行います。

	振替日
全期（延納しない場合） 1期（延納する場合）	令和4年 9月 6日
2期	令和4年11月14日
3期	令和5年 2月14日

年度更新期間内に保険料等の申告がないと、全期・1期分の口座振替納付の処理を行うことができませんので、留意してください。

※申告・納付期日である令和4年7月11日（月）は、都道府県労働局・労働基準監督署・金融機関・郵便局窓口が大変混雑することが予想されますので、余裕を持った申告・納付をお願いします。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所にお尋ねください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所